

【重要】特定天井に係る基準及び調査結果表の変更について

平成 26 年 4 月 1 日に改正建築基準法施行令が施行され、新たに特定天井の構造方法等が定められました。これを受けて特殊建築物等定期調査における点検の項目、方法並びに結果の判断基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示 282 号）が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されました。

<調査項目、方法、判断基準等の変更点>

平成 20 年国土交通省告示 282 号 別表、4 項 建築物の内部【天井】の調査項目（25）が以下のように変更されました。

【変更前】

別表 4 項 建築物の内部	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判断基準
(25) 天井	概ね 500 平方メートル以上の空間を有する建築物	概ね 500 平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況	設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	当該空間の天井に耐震対策がないこと。



【変更後】

別表 4 項 建築物の内部	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判断基準
(25) 天井	<u>特定天井</u>	<u>特定天井の劣化及び損傷の状況</u>	<u>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</u>	<u>天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。</u>

<調査結果表の変更点>

上記の別表の変更を受けて、別記 調査結果表 4.建築物の内部（25）天井の調査項目が『概ね 500 平方メートル以上の空間を有する建築物』から『特定天井』に、『概ね 500 平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況』から『特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況』へ変更されました。

【変更前】

(23)	天井	令第 129 条各項に規定する建築物の天井の	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況
(24)		室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況
(25)		概ね 500 平方メートル以上の空間を有する建築物	概ね 500 平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況



【変更後】（平成 27 年 4 月 1 日～）

(23)	天井	令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の天	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況
(24)		井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況
(25)		<u>特定天井</u>	<u>特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況</u>

上記の変更に伴い、修正した書式を帯広市のホームページに掲載いたしましたので、ダウンロードしてお使い下さい。